

関 係 各 位

青森県健康医療福祉部障がい福祉課長
(公 印 省 略)

令和 8 年度青森県高次脳機能障害支援養成研修の開催について（通知）

本県の精神保健福祉行政の推進につきましては、平素から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できる、障害福祉サービス事業所等に
従事する支援者を養成することを目的として、標記研修を次のとおり開催しますので、対象者の参加に
ついて御配慮くださるようお願い致します。

なお、本研修は、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定において新設された「高次脳機能障害支援
体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）」及び「高次脳機能障害者支援体制加算」の算定要件を満たす研修となることを
申し添えます。

記

1 対象者

青森県内に所在する障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、医療機関等において、高次脳機能
障害者の支援に従事する職員で、基礎研修・実践研修の全てのカリキュラムを受講できる方

※本研修修了者が所属する事業所名等については、県のホームページ等での公表を予定しています。

2 日程・内容等

別添「実施要領」及び「研修カリキュラム」を御参照ください。

3 申込方法

下記フォームまたは右記の 2 次元コードからお申し込みください。

<https://forms.gle/VWmRF1JtqUDRUXpc8>



※申込期限：令和 8 年 7 月 2 日（木） 1 7 : 0 0

※申込多数の場合は、既に高次脳機能障害支援対象者がいる、又は具体的に受入予定がある事業所を
優先し、調整させていただく場合がありますので予めご了承ください。

担当 障がい企画・精神保健グループ 福沢
電話：017-734-9307 / FAX：017-734-8092
mail：naoko_fukusawa@pref.aomori.lg.jp

令和 8 年度 青森県高次脳機能障害支援養成研修実施要領

1 目的

高次脳機能障害についての知識を得ることやその障害特性を理解することで、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できる、障害福祉サービス事業所等に従事する支援者を養成することを目的とします。

※本研修は、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定において新設された「高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）」及び「高次脳機能障害者支援体制加算」の算定要件を満たす研修となります。

2 実施主体

青森県

青森県高次脳機能障がい者支援センター

（弘前脳卒中・リハビリテーションセンター、メディカルコート八戸西病院）

3 対象者

青森県内に所在する障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、医療機関等において、高次脳機能障害者の支援に従事する職員で、基礎研修・実践研修の全てのカリキュラムを受講できる方

4 定員

30 名（原則、各事業所 1 名まで）

5 内容

高次脳機能障害支援養成研修実施要綱（令和 6 年 2 月 19 日付障障発・障精発 0219 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害保健福祉課長及び精神・障害保健課長通知）4 で規定するカリキュラム（別紙）に沿った内容とし、同要綱 5 に記載されたパッケージを借り受けて行います。

6 日程・開催方法

（1）基礎研修

【講義（オンデマンド配信）・確認テスト】令和 8 年 7 月 14 日（火）～8 月 21 日（金）

【演習】令和 8 年 8 月 27 日（木）9：30～17：00

会場：青森県観光物産館 アスパム 5 階白鳥（青森市安方 1 丁目 1 番 40 号）

（2）実践研修

【講義（オンデマンド配信）・確認テスト】令和 8 年 8 月 28 日（金）～9 月 25 日（金）

【演習】令和 8 年 9 月 30 日（水）9：30～16：40

会場：青森県観光物産館 アスパム 5 階白鳥（青森市安方 1 丁目 1 番 40 号）

※基礎研修及び実践研修の講義（オンデマンド視聴）の受講確認は、確認テストにより行います。実践研修の受講は、基礎研修の修了を要件とします。

7 受講料

無料

8 受講申込

- (1) 令和8年7月2日（木）17：00までに申込フォーム
(<https://forms.gle/VWmRF1JtqUDRUXpc8>)、もしくは右記の
2次元コードからお申し込みください。
- (2) 受講申込フォームに入力していただいた内容は、修了証書の作成、演習グループの編成に
必要ですので、入力漏れ、誤字・脱字がないようご注意ください。



9 受講決定

- (1) 受講の可否は申込フォームにご入力いただいたアドレス宛てに令和8年7月10日までに
メールでご連絡します。
- (2) 申込多数の場合は、既に高次脳機能障害支援対象者がいる、又は具体的に受入予定がある
事業所を優先し、調整させていただく場合がありますので予めご了承ください。

10 修了証書

本研修の全カリキュラムを修了した方に対し、「修了証書」を交付します。

11 その他

- (1) 研修資料は受講者のメールアドレスに送付しますので、各自持参願います。
(電子媒体での持込み可)
- (2) 研修中の録画・録音・撮影、研修資料の複製・二次利用は禁止とさせていただきます。
- (3) 遅刻、早退、途中退席、並びに受講態度不良であった場合は原則として修了認定ができません。
- (4) 本研修受講申込者の申込情報については、研修以外の目的では使用しません。研修修了者
名簿については、青森県障がい福祉課において管理し、各市町村等に情報提供する場合があります。
- (5) 本研修修了者が所属する事業所名等については、県のホームページ等での公表を予定して
います。
- (6) 研修の受講に当たり合理的配慮を必要とする方は、その旨を申込フォームでお知らせくだ
さい。

12 お問い合わせ先

- 青森県健康医療福祉部障がい福祉課 障がい企画・精神保健グループ（担当：福沢）
電話：017-734-9307 E-Mail：naoko_fukusawa@pref.aomori.lg.jp
- 弘前脳卒中・リハビリテーションセンター（担当：福井）
電話：0172-28-8220 E-Mail：koujinou@reimeikyuu.jp

高次脳機能障害支援養成研修カリキュラム

<基礎研修>	◆対象:全ての障害福祉サービスの新人・若手職員等 ◆研修のねらい: ・ 障害福祉サービスの対象となる高次脳機能障害者について知る。 ・ 高次脳機能障害者の障害特性を理解し、日常的な支援での対応方法を習得する。
---------------------	---

	時間	科目	内容
I 講義	360		
高次脳機能障害支援者基礎研修とは	40	基礎研修の趣旨説明	本研修の対象となる障害・研修の構成
高次脳機能障害とは		障害の定義	高次脳機能障害の定義・Q&A・各論の紹介
高次脳機能障害の診断・評価	40	障害特性の理解	典型画像と経過・症状の現れ方
			問診・神経心理学的評価
病院で行うリハビリテーション	40		【日常生活で気づくこと・留意すること】
失語症とコミュニケーション支援	40	失語症とコミュニケーション支援	医学的リハビリテーション
制度利用	40	制度利用	病院から地域へ
相談支援	40	地域におけるリハビリテーション	【診断書のポイント・地域支援体制】
生活訓練	40		失語症と具体的な対応の要点
復職・就労移行支援	40		障害者手帳と総合支援法サービスを中心に
生活と支援の実際	40		情報収集とアセスメント
II 演習	360		
障害特性の理解;診断・評価体験	90	診断・評価体験	「順唱」「線分二等分」や「描画」等の体験(注意や記憶の働き等の理解) MMSE/WAIS/BIT/BADS など、基本対応
障害特性に応じた支援	90	退院時の実際 情報収集とアセスメント	課題提示 グループ検討・発表 解説・質疑
生活訓練の実際	90	生活訓練の実際	課題提示 グループ検討・発表 解説・質疑
復職・就労移行支援	90	復職・就労移行支援	課題提示 グループ検討・発表 解説・質疑

高次脳機能障害支援養成研修カリキュラム

＜実践研修＞	◆対象：サービス管理責任者、相談支援専門員などの高次脳機能障害者支援の経験者等 ◆研修のねらい： ・多職種連携（チームアプローチ）の重要性を理解する。 ・高次脳機能障害者の支援の短期的な方向性（個別支援計画等）を立てることができるようになる。
---	--

	時間	科目	内容
I 講義	400		
障害特性に応じた支援・地域の支援体制	40	障害特性に応じた支援	地域における高次脳機能障害の支援体制
認知症との共通点と相違点	40		認知症との共通点と相違点
発達障害との共通点と相違点	40		発達障害との共通点と相違点
小児期における支援	40	ライフステージに応じた支援	小児期発症の高次脳機能障害の特徴／復学支援
長期経過とフォローアップ	40		各ライフステージにおける高次脳機能障害の特徴／支援
多職種連携・地域連携；チームアプローチの重要性	40	チームアプローチの重要性と支援の原則	地域連携とチームアプローチ
多職種連携・地域連携；家族（きょうだい）支援・当事者家族会の活動	40	家族（きょうだい）支援・当事者家族会の活動	高次脳機能障害者家族支援
コミュニケーション支援	40	コミュニケーション支援（地域生活・職場での支援）	失語症・高次脳機能障害によるコミュニケーション障害の理解
支援の実践的な枠組みと記録	40	支援の実践的な枠組みと記録	支援の実践的な枠組み・プロセス／アセスメント票と支援の手順書の理解／記録方法
自動車運転再開支援	40	自動車運転再開支援評価・手続き	高次脳機能障害者の自動車運転支援に関連する法制度、運転評価、課題や留意事項などの理解
II 演習	360		
障害特性の理解と対応方法	180	1. 障害特性の理解と対応方法 2. 障害特性とアセスメント	高次脳機能障害者の心理と対応法の理解
			障害特性に基づくアセスメント
			グループワーク（障害特性の把握と対応方法のディスカッション）
			対応方法演習（ロールプレイ）
環境調整による支援と記録に基づく支援の評価	180	1. 環境調整の考え方と方法 2. 記録の収集と分析	グループワーク及び発表（対応方法の振り返りと支援計画検討）
			強みや好みを活かす視点
			環境調整の考え方
			環境調整の方法
			行動の記録の方法
			記録の整理と分析
			再アセスメントと手順書の修正
			チームアプローチを学ぶ（個別支援計画作成演習）
			グループ検討／まとめ

地域における自立した生活を送るための機能訓練・生活訓練の充実等

① 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価（機能訓練、生活訓練）※宿泊型自立訓練を除く

- 標準化された支援プログラムの実施と社会生活の自立度評価指標（SIM）に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する。

機能訓練 【一部新設】 リハビリテーション加算（Ⅰ） 48単位/日 * 頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある者又は現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合

生活訓練 【一部新設】 個別計画訓練加算（Ⅰ） 47単位/日 * 現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合

② 基本報酬の見直し（生活訓練）

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

生活訓練サービス費（Ⅰ）（例：利用定員が20人以下の場合）

【現行】 748単位/日 【見直し後】 776単位/日

生活訓練サービス費（Ⅱ）（例：視覚障害者に対する専門的訓練の場合）

【現行】 750単位/日 【見直し後】 779単位/日 * 機能訓練も同様

生活訓練サービス費（Ⅲ）（例：利用期間が2年間以内の場合）

【現行】 271単位/日 【見直し後】 281単位/日



③ ピアサポートの専門性の評価（機能訓練、生活訓練）※宿泊型自立訓練を除く

- 利用者の自立に向けた意欲の向上や、地域生活を続ける上での不安の解消等に資する観点から、ピアサポートの専門性を評価する。

【新規】 ピアサポート実施加算 100単位/月



④ 支援の実態に応じた報酬の見直し（宿泊型自立訓練）

- 日中支援加算について、支援を提供した初日から評価する。

【現行】 支援の3日目から算定可

【見直し後】 支援の初日から算定可

⑤ リハビリテーション職の配置基準の見直し（機能訓練）

- 人員配置基準を見直し、看護職員、理学療法士と作業療法士の他に言語聴覚士を加える。（生活介護も同様）

⑥ 提供主体の拡充（機能訓練）

- 病院及び診療所並びに通所リハビリテーション事業所において、共生型サービス又は基準該当サービスの提供を可能とする。

高次脳機能障害を有する者への支援に対する評価

- 高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する相談支援事業所を評価する。

【新設】 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ） 60単位/月 * 対象者あり

高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） 30単位/月 * 対象者なし

- 高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている通所サービスや居住サービスを評価する。

【新設】 高次脳機能障害者支援体制加算 41単位/月

